

# 小児・AYA世代の在宅療養を応援します

40歳未満のがん患者の方が住み慣れた自宅で自分らしく安心して生活を送れるよう、在宅において利用するサービスに必要な費用の一部を助成します。

※AYA(アヤ)世代：「Adolescent and Young Adult」の略。15～39歳の思春期・若年成人の世代を指します。

## 対象者 ※以下のすべての項目に該当する方

- 筑後市に住民票のある40歳未満の方
- 介護保険における特定疾病としての「がん」の定義および診断基準に該当する方
- 在宅療養上の生活支援または介護が必要な方
- 他の事業において同様のサービスを利用することができない方
- 暴力団員および暴力団関係者ではない方



## 助成対象となるサービス ※随時変わる可能性があります。

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 福祉用具の貸与および購入  
車椅子（付属品を含む）、特殊寝台（付属品を含む）、床ずれ防止用具、体位変換器（起き上がり補助装置を含む）、手すり（工事を伴わないもの）、歩行器、歩行補助つえ、スロープ（工事を伴わないもの）、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（階段移動用リフトを含む、つり具の部分は購入のみ）、自動排泄処理装置（交換可能部品は購入のみ）、腰掛便座、入浴補助用具、簡易浴槽



## 助成額

1か月あたりサービス利用料の9割相当額を助成し、助成上限額は5万4千円となります。但し、助成上限を上回る利用料は全額自己負担になります。

## お問い合わせ・申請先

申請書等の書類は市ホームページに掲載、または、健康づくり課で配布しています。

筑後市役所 健康づくり課  
〒833-8601 筑後市大字山ノ井898  
Tel:0942-53-4231（平日8：30～17：15）

市ホームページは  
こちらから▶▶▶



# 申請から助成までの流れ（いずれの申請も持参もしくは郵送可）

## ①利用申請

助成を希望する人は以下の書類を健康づくり課に提出してください。

- 筑後市小児・AYA世代がん患者在宅療養生活助成金交付申請書
- 医師意見書（意見書作成にかかる文書料は利用者負担になります）

## ②利用決定通知

申請内容を審査し、適当と認めた場合は、**利用決定通知書**を送付します。審査は1カ月程度かかる可能性があります。

## ③サービス利用

サービス提供者（介護保険の指定業者等）と契約を結び、サービスを利用してください。

## ④サービス利用料支払い

サービス提供事業者から請求された金額を一旦全額を支払い、領収書、金額が記載された明細書を受け取ってください。

## ⑤助成金申請

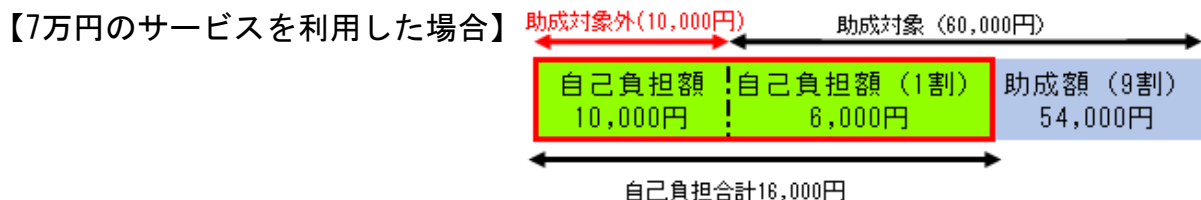
助成対象経費を月ごとにまとめて、以下の書類を健康づくり課に提出してください。

※申請は複数月分まとめて行うこともできます。

- 筑後市小児・AYA世代がん患者在宅療養生活助成金実績報告兼交付請求書
- 利用サービスの内容と金額が分かる領収書等

## ⑥交付決定通知

申請内容を審査し、適当と認めた場合は、**交付決定通知書**を送付し、助成金を指定口座に振り込みます。



## ⑦申請内容変更や利用停止の手続き

利用決定後に、申請内容の変更や支援事業の利用を停止する場合は、以下の書類を健康づくり課に提出してください。

- 筑後市小児・AYA世代がん患者在宅療養生活助成金変更（中止）届出書